南越前町農作物被害特別給付金交付要綱

(目的)

第1条　この告示は、異常な天然現象により農業被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）に対して、農業経営の継続と安定及び水田における耕作放棄地の発生の防止のため、予算の範囲内で南越前町農作物被害特別給付金(以下「給付金」という。)を支給することとし、その支給に関しては、南越前町補助金等交付規則(平成17年南越前町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条　この告示の適用基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　異常な天然現象により生じた災害であって、激甚災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する著しく激甚である災害をいう。)に指定されたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めたとき。

(支給対象者)

第3条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　町内に居住又は住所を有する個人若しくは事業者及び集落営農組織

　(2)　異常な天然現象による災害発生時において、次に掲げるいずれかの作付けを行っている者

ア　水稲にあっては、合計で10アール以上の作付けを行っていること。

イ　水稲以外の作物にあっては、合計で2アール以上の作付けを行っていること。

　(3)　農業経営を継続する者

　(4)　その他町長が適切であると認める者

　(支給額)

第4条　支給額は、南越前町農業再生協議会が保有する水稲生産実施計画書及び経営所得安定対策等交付金等営農計画書(助成金申請書)兼水稲共済加入申込書兼変更届出書を基に、福井県及び町が実施した農作物被害状況調査により算定した金額する。ただし、水田における被害面積10アール当たり18,000円以内を上限とする。

2　給付金の支給は、一の支給対象者について1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条　支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、南越前町農作物被害特別給付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。

　(給付金の交付決定及び額の確定)

第6条　町長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、南越前町農作物被害特別給付金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第3号)により、支給対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条　支給対象者は、給付金の交付を請求しようとするときは、南越前町農作物被害特別給付金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第8条　町長は、第6条の規定により給付金の交付決定等を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　給付金の交付申請に際して虚偽又は違反があったとき。

(2)　給付金の交付決定等の後に交付の要件を満たさなくなったことが明らかとなったとき。

(3)　偽りその他不正の手段により給付金の交付決定等を受けたとき。

2　町長は、前項の規定により給付金の交付決定等の全部又は一部を取り消したときは、南越前町農作物被害特別給付金交付決定等取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

3　町長は、第1項の規定により給付金の交付の決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第7条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、公布の日から施行する。

　(この告示の失効)

2　この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。